

Weekly コラム

平成 30 年 4 月 17 日

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4 号館 4 階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会) Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

無期転換申込権発生に 備えての対応

◆無期転換申込権とは

今年の 4 月より無期転換制度が始まります。この法は従前には無かった新しい制度であり企業に有期雇用労働者がいる場合、必要な手続を行う事が求められます。

無期雇用転換制度とは労働契約法第 18 条(有期労働契約者の期間の定めのない労働契約への転換)に規定されています。

「同一の使用者との間で締結された 2 以上の有期労働契約の契約期間を通算した期間が 5 年を超える労働者が、当該使用者に対し、現に締結している有期労働契約の契約期間が満了するまでの間に、当該満了日の翌日から労務が提供される期間の定めのない労働契約の申込みをしたときは、使用者は申込みを承諾したものとみなす」と言うものです。つまり同一事業主の下、有期労働契約を更新して 5 年を超えた時、本人が無期転換申込みをしたら定年・再雇用までの継続勤務として扱うと言う事です。

◆目前に迫る開始期日と対応

対象労働者は平成 25 年 4 月 1 日以降に有期雇用契約をし更新した方が、平成 30 年の 4 月 1 日以降通算 5 年を経過すると、無期転換申込権が発生、その日以降いつでも、申し込みができる状態になる訳です。

具体的な対応としては、

(1) 平成 25 年 4 月 1 日以降に有期雇用契約をした対象者に対し転換時期(通算 5 年を超えた日)を知らせる必要があります。

その際、就労実態を調べ社内の仕事を整理区分し任せる仕事を考えます。また、無期雇用とは必ずしも正社員と同一労働条件を指すものではないので、今までと同じ待遇と言う場合もあるでしょう。

(2) 無期転換雇用者就業規則の定めをする

(3) 高年齢者や再雇用者の対応

有期特措法の適用で定年後の継続雇用の方の無期雇用の適用除外認定手続を取る。

◆今後の会社の方針を検討する

有期雇用労働者を 5 年以上続けて雇い入れている企業は、今後どのような方法を採用かを考える必要があります。

(1) 正社員や多様な正社員への登用

(2) 雇い入れ期間設定(通算 5 年未満)や勤務評価の上限設定。但し申込権発生直前の雇止めは慎重が必要で。

(3) 申し込みがあれば無期雇用にはするが労働条件は変えない

……等があります。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。

ウィークリーはメールでの配信も行っております。お手数ですが、「メール希望」・「配信停止希望」と件名にご入力の上、

skc-soudan@skc.ne.jp まで空メールをご送信ください。また、FAX ご不要の際は、その旨をお電話にてお申しつけください。